

佐賀県監査委員告示第一号

佐賀県代表監査委員規程（昭和三十九年佐賀県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

第五条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。